



くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

相談ファイル

キャッチセールスにご注意

《相談内容》

街でアンケートに答えてと声をかけられた。お礼に化粧品のサンプルをあげると言うのでサロンへ行き、カウンセリングを受けた。2時間も勧誘され断りきれずに化粧品と美顔器の契約をしてしまった。35万円と高額なのでやめたい。(20歳 無職 女性)

《アドバイス》

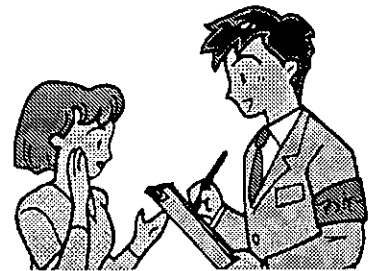
街頭で若者が声をかけられている場面をよく見かけますが、さりげなく道行く人に声をかけ、レストランや営業所などで契約を結ばせる方法をキャッチセールスといいます。

暇だからと好奇心半分で行くと、数人に囲まれたり長時間説得されて、契約をさせられることになります。

道で話しかけられても相手にしないのが一番、強引な勧誘はきっぱり断る事です。

契約から8日以内ならクーリング・オフができます。

化粧品などの消耗品の場合は、封を切るとクーリング・オフできなくなるので注意しましょう。



情報ファイル

特定商取引に関する法律

「訪問販売等に関する法律」は、消費者保護のために訪問販売や通信販売などを行う事業者を規制する法律ですが、一層の消費者保護を図るため規制の強化が行われ、法律の名前も「特定商取引に関する法律」に改められ、6月1日から施行されます。

改正の概要

- 1 内職・モニター商法が規制の対象となりました。
書面交付の義務づけ。広告の規制。不適切な勧誘行為の禁止。クーリング・オフ制度（契約締結後20日間）導入。
- 2 マルチ商法の規制が強化されました。
個人勧誘員による広告も規制対象に。
負担下限額が廃止され、何らかの金銭負担があるものはすべて規制対象。
- 3 電子商取引での消費者保護が強化されました。
ネット通販における、わかりやすい画面表示の義務づけ。
割賦販売法の改正により、カードレス取引が規制の対象に。

お 知 ら せ

生活情報サロン5月展示（5月7日から18日まで）

—不正商品に気をつけて！ホンモノはどっち？—

よく似ているけれど、実は全く違うモノ、それはニセモノです。会社のロゴが入っていなかったり、ラベルが違っていたり、ホンモノにはない部品がついていることも、あなたはその違いが分かりますか。ニセモノ・ホンモノをよく比べて見てください。そして、買い物をするときには十分気をつけましょう。

消費者月間講演会

メインテーマ —新世紀をかしこく生きる—

月 日	場 所	テ ー マ	講 師
5月 9日(水) 13:30~15:00	沼隈町 サンパルホール	かしこい消費者になろう ～悪質商法への対処法～	元県立生活センター 消費生活相談員 立花清治
5月14日(月) 13:30~15:00	広島市 広島県生活センター	IT革命で変わる私たちの暮らし	県情報産業協会 副会長 福井五郎
5月16日(水) 14:00~15:30	東広島市 中央公民館	IT革命で変わる私たちの暮らし	県情報産業協会 副会長 福井五郎
5月16日(水) 13:30~15:00	熊野町 町民会館	消費者契約法と私たちの暮らし	広島司法書士会 司法書士 山根幸雄
5月22日(火) 13:30~15:00	因島市 芸予文化情報センター	高齢化対策 地域の活性化をめざして	地域ボランティアコーディネーター 寺本恵子
5月23日(水) 13:00~14:30	三原市 中央公民館	かしこい消費者になろう うまい話にご用心	消費生活アドバイザー 中原律子
5月25日(金) 10:00~11:30	戸河内町 町民センター	孤独の落とし穴	消費生活コンサルタント 馬場せつ子
5月27日(日) 10:30~12:00	新市町 町立中央公民館	消費者契約法と私たちの暮らし	広島弁護士会 弁護士 大元富美子
5月28日(月) 13:30~15:00	三次市 平和人権センター	消費者契約法と私たちの暮らし	広島司法書士会 司法書士 高木雄司
5月29日(火) 13:30~15:00	呉市 つばき会館	消費者契約法と私たちの暮らし	広島弁護士会 弁護士 相原新太郎
5月29日(火) 13:30~15:00	竹原市 勤労青少年ホーム	消費者契約法と私たちの暮らし	広島大学法学部 教授 高橋 弘
5月30日(水) 14:00~15:30	廿日市市 市役所	消費者契約法と私たちの暮らし	広島司法書士会 司法書士 泉 哲哉
5月31日(木) 14:00~15:30	大竹市 総合市民会館	考えようみんなが結ぶ契約 ～最近の悪質商法相談事例～	消費生活専門相談員 太田和子

— 消費生活に関するご相談・お問い合わせは —

呉地域県民相談室	呉市西中央1-3-25 広島県呉地域事務所	Tel 0823-22-5400
芸北地域県民相談室	広島市安佐北区可部4-12-1 芸北地域事務所	Tel 082-814-3181
東広島地域県民相談室	東広島市西条昭和町13-10 東広島地域事務所	Tel 0824-22-6911
尾三地域県民相談室	尾道市古浜町26-12 尾三地域事務所	Tel 0848-25-2011
福山地域県民相談室	福山市三吉町1-1-1 福山地域事務所	Tel 0849-31-5522
備北地域県民相談室	三次市十日市東4-6-1 備北地域事務所	Tel 0824-62-5522
広島県環境生活部管理総室消費生活室(広島県生活センター)		Tel 082-240-5522

〒730-0036 広島市中区袋町3-17シンヨービル6階

相談時間（月～金）9:00～16:00（12:00～13:00は休み）